

2 超保険アシスト

事故だけでなく、日常生活でもしっかりサポートします。

自動車のアシスト

●事故防止アシスト

(サービス)

東京海上日動のホームページで、事故・災害防止等の情報をご提供します。



▼以下の補償のいずれかをご契約いただいた場合に対象となります。

住まいに関する補償

自動車に関する補償

からだに関する補償
(生命保険*1を除く)

*1 生命保険とは、東京海上日動あんしん生命での引受商品をいいます。

防災・防犯情報サイト

「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します(ご利用にあたっては、「ご契約内容一覧表」記載の証券番号とパスワードが必要です。)

情報サイト「セーフティコンパス」

日常生活を様々な事故・災害からお守りする
ためのお役立ち情報をご提供します。

安全運転情報サイト

ヒヤリハット映像を動画でご提供します。

●事故現場アシスト

(サービス)

お客様が最も不安な
「事故発生から24時間」をしっかりサポートします。



▼以下の補償をご契約いただいた場合に対象となります。

自動車に関する補償

※ご契約のお車の事故に限ります。

24時間365日対応

事故の際のアドバイス

事故現場でお困りの場合に、専門スタッフがお電話にてご相談を承り、状況に応じてアドバイスをします。

※事故現場アシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

初期対応

事故のご連絡を受け付けた後、ご要望に応じて修理工場・病院等への各種手配や被害者への連絡等を行います。

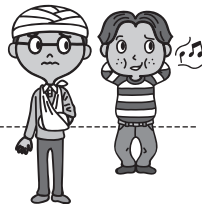
24時間以内の状況報告

初期対応を行った場合には、24時間以内にお客様へ状況をご報告します。

●もらい事故アシスト

(「弁護士費用等補償特約(日常生活)」)

お客様に責任がなく保険会社が示談交渉できない「もらい事故」も安心です。



▼以下の補償・特約の両方をご契約いただいた場合に対象となります。

自動車に関する補償

弁護士費用等補償特約(日常生活)

事故受付時間：24時間(365日対応)

ご契約のお車の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をするために弁護士費用等がかかったときに、1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。なお、記名被保険者およびそのご家族*1は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象となります。

また、すべての「自動車に関する補償」に弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用(1事故について、補償を受けられる方1名あたり10万円限度)を補償する法律相談費用補償特約が自動セットされます。

*1 これらの方が運転中の場合は、同乗者やそのお車の所有者(そのお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。)を含みます。

もらい事故とは?

信号待ちで停車中に追突される等、補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」は、保険会社が示談交渉することはできません。

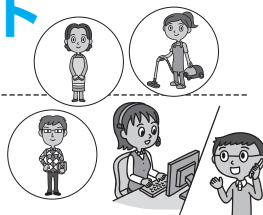
ご要望により弁護士に示談交渉を依頼することができます。その際の弁護士費用等をお支払いします。

「もらい事故」は自動車保険の賠償事故のうち、約3件に1件の割合で発生し、全国で年間約200万人以上の方が「もらい事故」にあっていると推計されます(東京海上日動の2010年度事故統計等から推計)。

●入院時選べるアシスト

(「入院時選べるアシスト特約」)

「事故が起きてから」ホームヘルパーや家庭教師の派遣等、お客様に好みの補償をお選びいただけます。



▼以下の補償・特約の両方をご契約いただいた場合に対象となります。

自動車に関する補償

入院時選べるアシスト特約

※「入院時選べるアシスト特約」をご契約のお車の補償で、人身傷害保険の支払対象となる事故に限ります。

受付時間：9:00~21:00(365日対応)

●人身傷害保険により補償の対象となる事故で3日以上入院した場合に、補償を受けられる方1名について支払限度額の範囲内で、ホームヘルパーや家庭教師の費用等の補償メニューの中から、好みの補償をお選びいただけます。

●入院3日目に10万円の支払限度額が設定され、以後入院日数が10日経過するごとに10万円(退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円)の支払限度額が加算されます。ただし、180万円を上限とします。

●入院時選べるアシストは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

ご注意ください

- お住まいの地域、病院等の場所や、やむを得ない事情によって、手配までに数日を必要とする場合や、手配ができない場合があります。
- ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。
- それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。
- ご利用にあたっては、事前にサポートデスクにご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、原則として保険金のお支払いができません。

この冊子でご説明している超保険アシストは、特約とサービスから構成されています。特約名を記載している超保険アシストは、各々の特約の内容にしたがい補償をご提供します。サービスと記載している超保険アシストは、原則として無料でサービスをご提供します。なお、サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。超保険アシストの詳細は、「超保険アシストのご案内」をご参照ください。

●ロードアシスト

(「車両搬送費用補償特約」およびサービス)



ご契約のお車について、事故や故障時のレッカー搬送、故障やお車のトラブル時の応急対応等を行います。

- 事故や故障、盗難によりご契約のお車が走行不能になった場合に、修理工場等までレッカー搬送を行います(1回の事故等について10万円を限度に補償します。)[車両搬送サービス]
- ご契約のお車に生じた故障や車両トラブルに対する「緊急時応急対応サービス」「燃料切れ時ガソリン配達サービス」「おクルマ故障相談サービス」もご利用いただけます。[付帯サービス]
- 東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。

※「走行不能」とはご契約のお車が動かなくなった状態、または法令等により走行してはいけない状態をいいます(例:夜間でライトが急に点灯しなくなった、雨天時にワイパーが作動しなくなった等)。「レッカー搬送」にはキャリアカー、車両積載車による搬送や牽引専用ロープによる牽引等も含まれます。それぞれ、おくるま搬送時選べるアシストも同様です。

ご注意ください

- ご利用にあたっては、必ず事前に東京海上日動までご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。ただし、車両搬送費用補償特約による保険金をお支払いする場合があります。
- 車両搬送費用補償特約による補償の対象となる車両搬送費用については、保険金としてお支払いします。
- 一定のご利用条件があります。詳細は、「ロードアシスト利用規約」(P.329)をご参照ください。

▼以下の補償をご契約いただいた場合に対象となります。

自動車に関する補償

※ご契約のお車に限ります。

24時間365日対応

●おくるま搬送時選べるアシスト

(「おくるま搬送時選べる特約」)



レッカー搬送された場合等、レンタカーや宿泊施設のご案内および費用の補償等しっかりサポートします。

- 事故や故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へレッカー搬送された場合や、ご契約のお車が盗難された場合に、**車両引取・緊急宿泊施設・代替交通手段・レンタカーのご案内および費用の補償、キャンセル費用の補償**を行います。
- 車両保険をご契約いただけていない場合でも、「おくるま搬送時選べる特約」をご契約いただけます。
- 東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

ご注意ください

- ご利用にあたっては、事前に東京海上日動までご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、各種の案内や手配を行うことができません。
- 一定のご利用条件やご利用上限額があります(一部補償メニューでは、補償を受けられる方に立替いただきます。)

▼以下の補償・特約の両方をご契約いただいた場合に対象となります。

自動車に関する補償

おくるま搬送時選べる特約

※「おくるま搬送時選べる特約」をご契約のお車に限ります。
※ご契約のお車が二輪自動車の場合は、「おくるま搬送時選べる特約」をご契約いただけません。

24時間365日対応

住まいのアシスト

事故防止アシスト(自動車のアシストページに記載)は、住まいに関する情報もご提供しています。

●水漏れ・鍵開けアシスト

(サービス)

お住まいの水回りや鍵のトラブルでお困りのときに
応急対応を行います。



水回りのトラブル対応サービス(1年間に1回限度)

水回りのトラブル(トイレのつまり、台所・浴室・洗面所のパイプのつまり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れ)が発生した場合に、専門会社による応急処置を行います。出張料と応急処置作業料は無料です。

※水漏れで生じた汚れには、ハウスクリーニング会社を無料でご紹介いたします。ハウスクリーニング費用はお客様の自己負担となります。

ご注意ください

- ご利用にあたっては、必ず事前に東京海上日動までご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、サービスの提供を行うことができません。
- 提携会社を通じたサービスであり、離島等、一部地域や、集中豪雨等のやむを得ない事情によって、サービスの着手までに時間がかかる場合や、サービスをご提供できない場合があります。
- 「水回りのトラブル対応サービス」について、出張料と応急処置作業料は無料ですが、本修理はお客様の自己負担となります。
- 「鍵のトラブル対応サービス」について、鍵の紛失の場合、鍵と錠の交換をご希望される場合の費用はお客様の自己負担となります。
- 一定のご利用条件があります。詳細は、「水漏れ・鍵開けアシスト利用規約」(P.332)をご参照ください。

▼以下の補償のいずれかをご契約いただいた場合に対象となります。

住まいに関する補償

自動車に関する補償

からだに関する補償
(生命保険*1を除く)

*1 生命保険とは、東京海上日動あんしん生命での引受商品をいいます。
※ご登録された保険契約者住所の建物、および住まいに関する補償の保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物が対象となります。

24時間365日受付

鍵のトラブル対応サービス(1年間に1回限度)

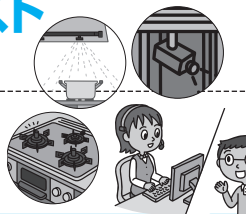
鍵を紛失した場合または鍵の盗難にあった場合に、専門会社による緊急開錠を行います。

盗難の場合は、鍵とシリンダー錠の交換も行います。
出張料と作業料は無料です。

住まいの選べるアシスト

(「住まいの選べるアシスト特約」)

「事故が起きてから」
再発防止策としてお好みの
補償メニューをお選びいただけます。



- 火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故にあわれ、住まいに関する補償の損害保険金が支払われる場合に、再発防止メニューを選択いただけます(1事故につき20万円が限度となります。)
- 補償メニューの手配から費用のお支払いまで、サポートデスクが行います。

ご注意ください

- お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、手配までに日数を要する場合や、手配できない場合があります。
- 万一補償メニューをご利用いただいた後に、保険金の支払対象外となった場合は、ご利用いただいた全額をご返金いただきます。
- ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。

▼以下の補償・特約の両方をご契約いただいた場合に対象となります。

住まいに関する補償

住まいの選べるアシスト特約

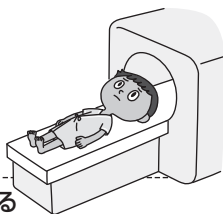
※「住まいの選べるアシスト特約」をご契約の建物・動産の事故に限ります。
※「住まいの選べるアシスト特約」は、盗難・水濡れ等リスクを補償している場合に
ご契約いただけます。

受付時間：9:00～21:00(365日対応)

からだのアシスト

人間ドック・がんPET 検診優待サービス

(サービス)



人間ドック・脳ドック・がんPET検診を実施している
提携医療機関の中から、施設のご紹介と予約を行います。

- 超保険ご契約者向けの優待価格でご利用いただけます。紹介・予約は無償でご提供します。

ご注意ください

- ご利用にあたっては、事前に専用コールセンターにてご予約ください。独自に手配された場合は、優待の対象外となります。
- 優待割引額・割引率・割引の有無は、医療機関・検査内容により異なります。個別の医療機関の料金については、専用コールセンターまでお問い合わせください。
- 人間ドック、脳ドック、がんPET検診費用はお客様のご負担となります。

超保険のすべてのご契約が対象となります

※ご契約者および補償を受けられる方(保険の対象となる方)と、そのご親族に
ご利用いただけます。(親族：配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族)

受付時間：9:30～17:30

(土日祝日、8/12～8/16、12/29～1/5を除く)

メディカルアシスト

(サービス)

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄の医療機関を
ご案内します。



超保険のすべてのご契約が対象となります

※ご契約者および補償を受けられる方(保険の対象となる方)と、そのご親族に
ご利用いただけます。(親族：配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族)

24時間365日受付

緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急
医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な
医師とメディカルソーシャルワーカーがお
応えます。

転院・患者移送手配^{*1}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊
搭乗手続き等、一連の手配の一切を承り
ます。

*1 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。ただし、「入院時選べるアシスト特約」で補償される場合があります。
※メディカルアシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

がんお悩み訪問相談 サービス

(サービス)

がんと診断された場合に、
専門の相談員が訪問し、
直接お悩みをお伺いします。



▼以下の補償のいずれかをご契約いただいた場合に対象となります。

からだに関する補償
(生命保険^{*1})

からだに関する補償
(所得補償)

*1 生命保険とは、東京海上日動あんしん生命での引受商品をいいます。
※ご契約者および保険の対象となる方が「がん」と診断された場合に、ご契約者
および保険の対象となる方ご本人と、そのご親族にご利用いただけます。
(親族：配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族)

24時間365日受付

- オペレーターによる受付後、相談員から、訪問日時等のお打合せの電話をさせていただきます。
- 本サービスの提供回数は原則1回とさせていただきますが、再発・転移、新たながんの場合にも、所定の範囲で本サービスを無料でご提供します。
- がんお悩み訪問相談サービスは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

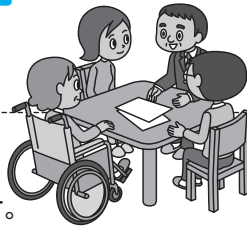
ご注意ください

- 本サービスは、診療行為や医薬品の提供を行うものではありません。
- ご利用対象となる補償を複数ご契約いただいている場合でも提供回数は変わりません。

●介護お悩み電話・訪問 相談サービス

(サービス)

お電話でのご相談に加え、
ケアマネジャーの訪問により、ケアプラン
へのセカンドオピニオン等をご提供します。



- 電話相談では、公的介護保険制度の内容およびその申請方法、施設の種類や入所、在宅介護サービス利用方法等、介護に関するお悩みに、社会福祉士・介護支援専門員・看護師等の専門の相談員がお電話でお応えします。
- 訪問相談では、ケアマネジャーが実際に訪問します(電話でのご相談の結果、ケアマネジャーが訪問の必要性を判断させていただきます。)
- 生活環境・健康状態・生活に対するご意向等をお伺いし、経験豊富な認定ケアマネジャー等がケアプランの骨子の作成、またはケアプランに対するセカンドオピニオンをご提供します。

ご注意ください

- 訪問相談は、介護行為や福祉用具の提供を行うものではありません。
- 訪問相談の提供回数は、原則1回とさせていただきます(2回目以降は有料となります。)

▼以下の補償をご契約いただいた場合に対象となります。

からだに関する補償 (長生き支援終身*1のみ)

- *1 長生き支援終身は、東京海上日動あんしん生命での引受商品です。
- ※ご契約者・保険の対象となる方が公的介護保険で要介護2以上と認定された場合、またご契約者・保険の対象となる方と同居する実父母様(戸籍に父母または養父母と記載されている方をいいます。義父母は対象となりません。)が要介護3以上と認定された場合に、ご契約者・保険の対象となる方と同居のご親族にご利用いただけます。(親族:配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族)
- ※長生き支援終身以外の超保険のご契約についても、「デイリーサポート(電話介護相談)」をご利用いただけます。

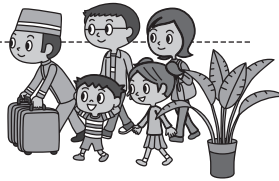
受付時間：9:00～17:00(土日祝日、12/31～1/3を除く)

くらしのアシスト

●ご家族生活支援サービス

(サービス)

フィットネスクラブや宿泊施設の
ご優待等、暮らしに役立つサービスを
ご提供します。



- トラベル、グルメ、レジャー・ゴルフ等のご優待サービスや、健康サービス等、暮らしを豊かにするサービスを厳選してお届けします。
- ご利用の際には、専用ホームページにてご登録が必要です(ホームページ使用にあたっては「ご契約内容一覧表」記載の超保険番号とパスワードが必要となります。)
- ご家族生活支援サービスは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

ご注意ください

- サービスのご利用にあたり、所定の方法にてお申込みいただかなかった場合やご契約者の2親等内のご親族以外の方のみでサービスをご利用いただく場合には、ご優待の対象となりません。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

▼以下の補償のいずれかをご契約いただいた場合に対象となります。

住まいに関する補償

自動車に関する補償

からだに関する補償 (生命保険*1を除く)

- *1 生命保険とは、東京海上日動あんしん生命での引受商品です。
- ※ご契約者およびその2親等内のご親族にご利用いただけます。

ご利用申込み電話受付時間：10:00～18:00(12/30～1/3を除く)

※あらかじめ専用ホームページからのご登録が必要です。

●デイリーサポート

(サービス)

介護・法律・税務に関する
お電話でのご相談や
暮らしのインフォメーション等、
役立つ情報をご提供します。



超保険のすべてのご契約が対象となります

- ※ご契約者および補償を受けられる方(保険の対象となる方)と、その同居のご親族にご利用いただけます。(親族:配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族)

受付時間：●電話介護相談：9:00～17:00

●法律相談：9:00～17:00

●税務相談：14:00～16:00

●社会保険に関する相談：9:00～17:00

●暮らしの情報提供：10:00～16:00

生活支援サービス

- 法律・税務相談 ●社会保険に関する相談 ●暮らしの情報提供

介護関連サービス

- 電話介護相談 ●インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
- ※各サービスは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

ご注意ください

- 保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者(法人は除きます。)、補償を受けられる方および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはご契約者もしくは補償を受けられる方および保険の対象となる方の配偶者・同居の親族(以下「相談対象者」といいます。))に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

3 ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約者と補償を受けられる方(保険の対象となる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から補償を受けられる方(保険の対象となる方)にご説明ください。

以下の①～⑬については申込書等の記載順序と一致しています。申込書等の記載内容と照らし合わせてご確認ください。

ご不明な点や疑問点がありましたら、代理店または東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)までお問い合わせください。

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合、「保険契約継続証」と読み替えます。

① 保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)



保険期間は1年間です。ご契約の保険期間については、申込書等をご確認ください。弊社の保険責任は、始期日の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が自動セットされ、各補償は所定の制度に基づき満期日に自動的に更新されます。詳細は、「⑭ 満期を迎えるとき」(P.34)をご参照ください。

② 保険料



保険料は、保険の対象となる方の年齢、保険の対象、ご契約の保険金額、免責金額(自己負担額)、適用される割引・割増等により異なります。具体的な保険料や、異なる契約条件(保険金額や免責金額(自己負担額)等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたっての保険料は、申込書等に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。下表および「⑧ 住まいに関する補償 ●地震保険の割引について」(P.27)、「⑨ 自動車に関する補償 ●割増引制度」(P.30)をご参照のうえ、適用条件を満たす割引制度が申込書等に正しく記載されているかどうかを十分ご確認ください。

＜まとめて割引・ノンフリート多数割引＞ 以下のような割引制度がありますので、十分ご確認ください。

割引名称	適用条件	割引率
まとめて割引	始期日時点で、以下の①～③の補償の中から異なる2種類以上の補償をご契約いただいた場合 ①住まいに関する補償 ②自動車に関する補償 ③からだに関する補償(傷害定額または所得補償)	2% (保険料全体が対象*1)
ノンフリート多数割引	始期日時点でご契約者を記名被保険者として*2、1保険証券で3台以上まとめてご契約の場合で一定の条件を満たすとき	3～5台: 3% 6台以上: 5% (自動車に関する補償の) 保険料全体が対象*3

※まとめて割引とノンフリート多数割引を同時に適用する場合は、自動車に関する補償についてはノンフリート多数割引を適用し、自動車に関する補償以外の補償についてはまとめて割引を適用します。ただし、ファミリーバイク特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約の保険料にはまとめて割引を適用しません。

*1 地震保険、地震危険等上乗せ補償特約および地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の保険料には適用されません。

*2 記名被保険者が以下①～④のいずれかに該当する場合はご契約者と一緒にであることとみなします。ただし、以下の③または④に該当する場合は、他の項目に該当するご契約およびご契約者自らを記名被保険者とするご契約を含めることはできません。

- ①ご契約者の配偶者
- ②ご契約者またはその配偶者の同居の親族
- ③ご契約者がお車のお車の所有権保条項付売買契約上の売主であり、かつ、記名被保険者がその売買契約上の買主(買主が複数にわたる場合は、買主間の関係が本人、その配偶者、それらの方の同居の親族である場合に限り、)
- ④ご契約者がお車の賃貸借契約上の貸主であり、かつ、記名被保険者がその賃貸借契約上の借主(借主が複数にわたる場合は、借主間の関係が本人、その配偶者、それらの方の同居の親族である場合に限り、)

*3 ファミリーバイク特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の保険料には適用されません。

③ 保険料の払込方法等

金融機関での口座振替やクレジットカード*1での払込みの場合は、保険料は始期日の属する月の翌月から請求します(保険料振替口座、クレジットカードの確認等の手続きが遅延した場合はこれと異なることがあります。)



●保険料の払込方法について



※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

*1 クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。

主な払込方法	月払	一時払
金融機関での口座振替*2、クレジットカード	○(割増なし*3)	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票	×	○

※原則として始期日以降は、ご指定いただいた払込方法の変更はできません。

❗ 払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

※月払のご契約の場合、最終回目の月払保険料は満期日の属する月に請求します。口座振替の場合、振替日が満期日以降となることがあります。

*2 ●払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料が請求されます。

●弊社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

●振替日は原則26日です。東京海上日動あんしん生命のお引受けとなる「からだに関する補償(生命保険)」の振替日(原則27日)と異なることがあります。

*3 地震保険および地震危険等上乗せ補償特約の保険料については、5%割増となります。



払込期日

保険料を払込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は、原則として以下のとおりです。

口座振替による払込みの場合: 始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)

クレジットカード・払込取扱票による払込みの場合: 始期日の属する月の翌月末

●保険料の払込みが遅れたとき(払込猶予期間) 注意喚起情報

保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末*4、クレジットカード払、払込取扱票払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがあります。

また、自動車に関する補償については、7~20等級のご契約が解除となった場合、現在適用されている等級を継承することができなくなりますのであわせてご注意ください(詳細については、「**⑨自動車に関する補償** ●割増引制度 ○ノンフリート等級別割引・割増引制度について (6)前契約が解除された場合」(P.31)をご参照ください。)

*4 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。

④ 保険金をお支払いしない主な場合



P.9~18の“保険金をお支払いしない主な場合”をご確認ください。

① お客様にとって不利益となる事項も掲載しておりますので、詳細は、約款の「保険金をお支払いしない場合」等をご参照ください。

⑤ 告知義務・通知義務等



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

告知義務	申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。なお、お引受けする補償によっては、★または☆が付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの告知事項は、下記「 ●告知事項・通知事項一覧 」をご参照ください。
通知義務	申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。なお、お引受けする補償によっては、☆が付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの通知事項は、下記「 ●告知事項・通知事項一覧 」をご参照ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご契約内容が変更になること等があります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

●告知事項・通知事項 一覧

告知事項・通知事項は、お引受けする補償ごとに異なります。下表をご確認ください。

なお、申込書等の各補償に関するページに記載の★または☆が付された事項は、その補償をお引受けする場合にのみ告知事項または通知事項となります。また、ご契約後に契約内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項または通知事項となります。

① 正しく告知・通知いただけない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

補償	告知事項・通知事項	申込書等掲載ページ	補償	告知事項・通知事項	申込書等掲載ページ	
住まいに関する補償	☆所在地	住まいに関する補償	賠償責任に関する補償	☆所在地	携行品・賠償・費用に関する補償	
	☆物件種別			☆耐火基準		
	☆耐火基準			☆柱(建物構造)		
	☆職作業		☆建物区分	ご家族情報		
	☆柱(建物構造)		★性別			
☆建物区分	★満年齢(始期日時点)	からだに関する補償【傷害定額】				
自動車に関する補償	★ご住所	自動車に関する補償	所得補償(収入減に関する補償)	★性別	ご家族情報	
	★生年月日*1			★満年齢(始期日時点)		からだに関する補償【所得補償】
	★お名前			★職業区分		
	★免許証の種類(色)*2					
	☆型式*3					
	★仕様*4					
	☆登録番号(車両番号)					
	☆使用の本拠地*5					
	★HV・EV区分(ハイブリッド車・電気自動車)*6					
	☆用途・車種					
	☆車両所有者					
	☆使用目的*2					
	★初度登録(初度検査)年月					
	☆排気量*7					
	☆イモビライザー(有無)*4					
☆特殊車両区分(福祉車両)						
☆前契約(証券番号、会社名、等級、保険期間、事故件数)*8						
☆ちよいのり保険(1日自動車保険)の利用日数、事故件数*9						
★所有・使用している車で、自動車保険をご契約のものが10台以上		追加告知事項				

※★が付された事項は告知事項、☆が付された事項は告知事項かつ通知事項となります。
※すべての補償について「他の保険契約等」についても告知事項(★)となります。また、所得補償(収入減に関する補償)については、健康状態告知書による告知についても告知事項となります。

- *1 運転者の年齢条件「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合
- *2 ご契約のお車が二輪自動車以外の場合
- *3 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型)の場合、および自家用乗用車(普通・小型)以外で車両保険をご契約の場合
- *4 車両保険をご契約の場合
- *5 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約をご契約で、登録番号(車両番号)が不明の場合
- *6 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して13か月以内の場合(プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車および圧縮天然ガス自動車(CNG車)も対象です。福祉車両の場合を除きます。)
- *7 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型)で、型式が不明の場合
- *8 ノンフリート等級を適用しているご契約の場合(メリット・デメリット料率を適用していたフリート契約が前契約の場合を除きます。)
- *9 ご契約のお車が主な自家用車で、6等級(S)または7等級(S)が適用される新規ノンフリート契約の場合(申込書等においては、ちよいのり保険(1日自動車保険)を「一日ドライバー」と表記します。利用日数・事故件数は、始期日の属する事業年度から起算して過去3事業年度にあったものが対象です。)

●所得補償(収入減に関する補償)の「告知」(健康状態告知書)について

健康状態等は正しくお知らせください。傷病歴等がある方でも、特別な条件によってご契約をお引受けできる場合があります。

①告知義務について <ご契約時にお知らせいただくこと>

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人等が他の人と同じ条件でご契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご契約にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

② 傷病歴等がある方への引受対応(特別条件)について

弊社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応(特別条件付の引受)を行うことがあります。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病・部位不担保」という特別な条件をつけてお引受けすることもあります。)

③ 傷病歴、通院事実等を告知された場合

ご契約のお引受けについて、告知の内容から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

- 無条件でご契約をお引受けさせていただきます。
- 特別な条件付(特定疾病・部位不担保)のうえでご契約をお引受けさせていただきます。
- 今回の所得補償(収入減に関する補償)のお引受けはお断りさせていただきます。

④ 告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

- 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

なお、前記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治ゆが困難な疾患の既往症・現症等について告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。

<新たなご契約へお乗換えされる場合>

現在のご契約を解約、減額等をするを前提に、新たなご契約のお申込みをご検討される場合は、特に以下の点にご確認ください。

- 新たにお申込みのご契約について、保険の対象となる方の健康状態等により、お断りをする場合や特別条件付(特定疾病・部位不担保)でお引受けをさせていただく場合があります。
- 新たにお申込みのご契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにお申込みのご契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なる場合があります。
- 一般の契約と同様に告知義務があります。新たにお申込みのご契約の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除・取消しとなったり、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにお申込みのご契約の責任開始期前の発病等の場合、保険金が支払われない場合があります。

⑤ ご契約の確認について

弊社の社員または弊社で委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、申込内容や告知内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

● その他ご契約後の変更等のご連絡について

○ 住まいに関する補償

以下のご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- 建物等を譲渡・売却する場合で、このご契約に関する権利および義務をあわせて譲渡するとき
- 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合

○ 自動車に関する補償

以下のご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- **ご契約のお車を変更する場合**
ご契約のお車を、新たに取得したお車に変更する場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡等に伴い既に所有する別のお車に変更する場合
- **ご契約のお車を譲渡する場合**
※ご契約のお車を譲渡された場合、このご契約に関する権利および義務は、自動的に譲受人に移りません。
- **記名被保険者や運転される方の年齢条件・範囲を変更する場合**

○ すべての補償共通

- ご契約者の住所等を変更した場合には遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください(補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。)

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。



⑥ 補償の重複に関するご注意



以下の補償・特約をご契約される場合で、補償を受けられる方またはそのご家族が既に他の保険でこれらと同種の保険商品をご契約されているときには、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。

なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、以下の補償・特約をご契約されたご契約を解約される時等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

①人身傷害保険(自動車に関する補償)

保険金額が無制限のご契約がある場合、歩行中の補償等が重複することがあります(人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約をご契約された場合、補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定することができます。)

②ファミリーバイク特約(自動車に関する補償)

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険(「人身傷害あり」の場合は人身傷害保険)の保険金額がいずれも無制限のご契約がある場合、補償が重複します。

③他車運転危険補償特約(二輪・原付)(自動車に関する補償)

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険(人身傷害保険をご契約の場合は人身傷害保険)の保険金額がいずれも無制限のご契約がある場合、補償が重複します。

④個人賠償責任補償特約(賠償責任に関する補償)

国内事故の保険金額が無制限のご契約がある場合、補償が重複します。

⑤ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(費用に関する補償)

最も高い保険金額が支払保険金の限度となるため、複数のご契約がある場合、補償が重複します。

7 個人情報の取扱い



1. 弊社および東京海上グループ*1各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

*1「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

2. 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。また、損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。ご不明な点は、弊社までお問い合わせください。

8 住まいに関する補償



●補償を受けられる方について

補償を受けられる方とは、保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合は、すべての所有者をご指定ください。

●保険の対象の所在地について

保険の対象となる建物(または家財等を収容する建物)の所在地です。ご契約者住所と異なる場合は必ずご契約者住所とは別にご指定いただけます。

●物件種別(専用住宅・併用住宅)について

専用住宅

住居のみに使用する建物です。

併用住宅

住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。用途(事業等の内容)に応じてご契約時に必ず職業作業区分を選択していただきます。

※住まいに関する補償は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、住まいに関する補償をいったん解約していただき、弊社よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく必要があります。その場合、補償内容が住まいに関する補償と一部異なることがありますのであらかじめご了承ください。

●構造級別について

建物の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。以下の事項をご確認のうえ、「<構造級別判定フローチャート>」(P.27)にしたがって、必ず してご確認ください。

※保険の対象が「家財」等の動産である場合は動産を収容する建物をいいます。

<構造級別判定のしくみ>

建物の構造級別は「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった【柱】の種類に着目して判定します。

ただし、「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造級別を決定します。

例えば、以下のような場合には「木造」であっても「T構造(耐火構造)」になります。

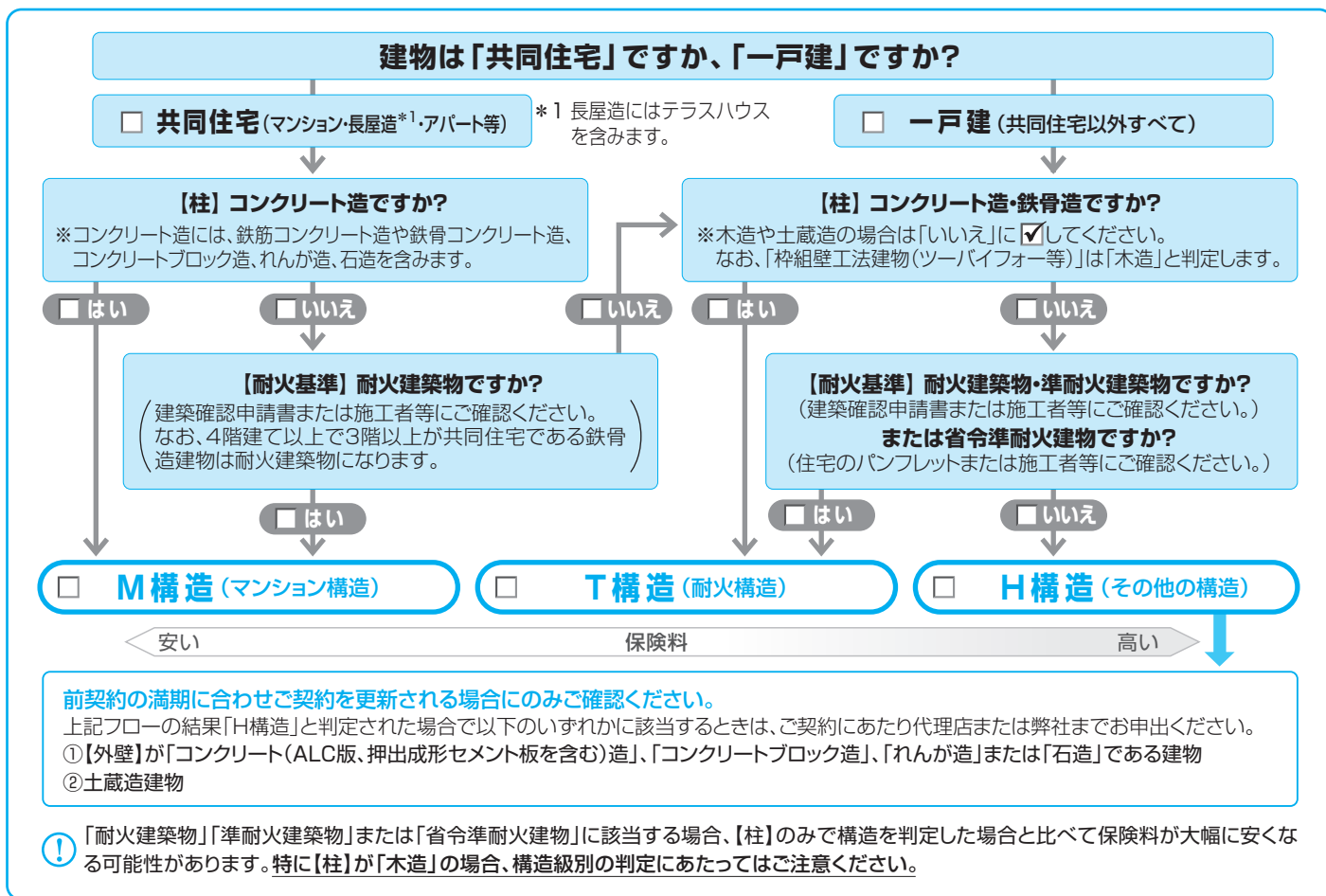
- ① 建築確認申請書の第4面【耐火建築物】欄に「準耐火建築物」と記載または されている。
- ② 施工者から「省令準耐火建物*1」に該当しているといわれている。

*1「省令準耐火建物」は建築確認申請書に記載されませぬので、施工者にご確認ください。

【耐火基準】で判定する場合には、建築確認申請書等の建物の耐火性能が判定できる書面か施工者または不動産会社(以下、施工者等といいます。)による証明書をご提出いただく場合があります(住宅のパンフレット等で確認できることもあります。)

※建物の柱が複数の異なる種類で建築されている場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

<構造級別判定フローチャート> フローチャートにしたがい☑してください。



● **建物の評価額の算出方法について** 契約概要

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」です。

再取得価額 保険の対象を、修理、再築・再取得するために必要な額をベースにした評価額です。



建物の評価額の算出方法	
①年次別指数法	建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含みません。)
②新築費単価法	専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル(m ²)単価を面積に乗じて算出します。
③その他の方法	上記①②以外の合理的な算出方法(申込書等の評価方法には"その他"と表示されます。)

※門、塀、垣の金額や車庫等の付属建物の金額は評価額に含めます。外灯等の屋外設備の金額や、マンション戸室を保険の対象とする場合の専用使用権付共用部分の金額は評価額に含みません。

● **地震保険の割引について**

地震保険については、保険の対象である建物(保険の対象が家財の場合は、家財を収容する建物をいいます。)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写(下表に記載しています。)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引名称(割引率)	適用条件	ご提出いただく確認資料*2
建築年割引 (10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること	公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類(「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等)
耐震等級割引 (等級に応じて10%・20%・30%)	耐震等級*3を有している建物であること	①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「建設住宅性能評価書」(未交付の場合は「設計住宅性能評価書」) ②以下の2つの書類(a.のみの場合は耐震等級割引(20%)が適用されます。) a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(「認定通知書」等) b.「耐震等級」・「免震建築物」の確認ができる登録住宅性能評価機関等が発行した書類(「技術的審査適合証」等)
免震建築物割引 (30%)	免震建築物*3に該当する建物であること	
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等)

*2 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

*3 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「耐震等級」または「免震建築物」をいいます。

ご契約時にご確認いただきたいこと

● 支払限度額(保険金額)の設定について 契約概要

<住まいの補償の場合>

支払限度額(保険金額)は、万一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限度額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください(事故が発生した場合には、設定した支払限度額(保険金額)の範囲内で実際の損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。)

建物	評価額を支払限度額(保険金額)として設定します*4。
家財 設備・<small>ひょう</small>器具 商品・製品	ご希望に応じて1口単位で支払限度額(保険金額)を設定します(1口は100万円。5口の場合は500万円。家財について、所有されている金額がご不明な場合は、下表<家財の所有金額の目安>を参考にして支払限度額(保険金額)をご設定ください。)*5*6*7

<家財の所有金額の目安>

(単位:万円)

区分	面積	33m ² 未満	33~66m ² 未満	66~99m ² 未満	99~132m ² 未満	132m ² 以上
持ち家		560	920	1,160	1,510	1,840
賃貸住宅		340	620	860	1,100	1,360

*4 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額(保険金額)が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。

*5 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)を30万円または50万円を設定します。

*6 家財または設備・器具の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。

*7 家財または設備・器具のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合もあります。ご希望される場合は代理店または弊社までご相談ください。

<地震保険の場合>

建物 家財	建物、家財ごとに、住まいの補償の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲で地震保険の保険金額をお決めください。ただし、建物は 5,000万円 、家財は 1,000万円 が限度となります。なお、事故が発生した場合には、実際の損害額(修理費)ではなく、損害の程度に応じて地震保険の保険金額の一定割合を時価を基準とした額を限度にお支払いします。
---	---

※既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

● 地震保険に関するご確認 注意喚起情報

地震保険の"ご契約の有無"、"ご契約内容"、"ご契約の対象が居住用建物または家財(高額貴金属等を除く)であること"等については、申込書等の住まいに関する補償のページに記載されています。

ご希望どおりのご契約内容になっているかご確認ください。

ⓘ 地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険確認欄」にご署名が必要です。

● 自動セットされる主な特約について

一定の条件を満たす場合には、下表のとおり特約が自動セットされます。条件を満たさなくなった場合は、その時点で自動的に削除されます。

特約名	自動セットされる条件等
全損時の保険金支払いに関する特約	住まいの補償をご契約の場合で保険の対象が建物であるときに適用されます。

⑨ 自動車に関する補償



● 記名被保険者 契約概要

○ 記名被保険者について

● 記名被保険者の設定は、賠償責任保険や人身傷害保険の補償を受けられる方の範囲等を決定するうえで重要です。ご契約のお車を主に使用される方1名を設定します。「ご契約のお車を主に使用される方」とは、以下のいずれかの方をいいます。

- (1) ご契約のお車を主に運転される方
- (2) ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(ご契約のお車の自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄や「使用者の氏名又は名称」欄に記載された方、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄の名義がやむを得ず実態を反映していない場合は実際の所有者)

● 運転者の年齢条件「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて保険料を算出します。詳細は「●補償内容のご確認 ○運転される方の年齢条件・範囲について」(P.32)をご参照ください。

○ 免許証の種類(色)について

ご契約のお車が二輪自動車**以外**の場合、始期日における記名被保険者の運転免許証の種類(色)(ゴールド・ブルー・グリーン)をご確認いただき申込書等に記載してください。記名被保険者が運転免許証を所持していない場合や国際運転免許証のみ所持している場合は、「その他」と記載してください。

なお、ゴールドはゴールド以外に比べ保険料が割安になります。

<ご注意点>

免許更新手続きは、誕生日の前後1か月間(通算2か月間)可能ですので、以下いずれかの場合は、始期日時点で記名被保険者が所持している運転免許証の種類(色)がブルーであってもゴールド免許とみなすことができます。

- ① 始期日時点でゴールド免許を所持できるが、更新していない場合
- ② 始期日時点でゴールド免許を所持できるにもかかわらず、早期にブルー免許に更新した場合

ⓘ 記名被保険者の運転免許証の種類(色)をご契約時に申込書等に正確に記載してください(前契約がTAPの場合等、新たな告知事項となる場合は特にご注意ください。)。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●ご契約のお車

- 正しい保険料を算出するために、新規にご契約されるお車に関する自動車検査証等の写のご提出をお願いしています。お車を入れ替える場合も同様です。その他の必要な資料については、代理店または弊社までお問い合わせください。
- 原則として、ご契約のお車1台について1つの自動車保険契約のみ締結することができます。

契約概要

- ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車の場合、損害保険料率算出機構が定めた「料率クラス」を使用して保険料を算出します。「料率クラス」は型式ごとの保険成績に基づき年1回見直すため、補償内容やノンフリート等級が同一でも、「料率クラス」の変更に伴い保険料が更新前のご契約と異なる場合があります。

○お車の用途・車種について 契約概要

お車の「用途・車種」の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」と異なり、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき弊社が定めます。

○車両所有者について 契約概要

ご契約のお車の所有権を有する方(原則として自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄に記載されている方となります。申込書等上、所有権留保条項付売買契約や1年以上を期間とする貸借契約のお車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします。)をいいます。

※所有権留保条項付売買契約や貸借契約のお車の場合は、車両保険金のお支払いの際、実際の車両所有者である売主や貸主からの保険金請求が必要です。

○お車の使用目的について 契約概要

ご契約のお車が二輪自動車以外の場合、ご契約のお車の使用目的が下表のいずれの区分に該当するかをご判断いただき申込書等に記載してください(区分により保険料が異なります。)

※使用目的が正しく設定されている場合には、その使用目的以外で運転しているときも補償の対象となります。

使用目的の区分	基準
業務使用	定期的かつ継続して*1業務(仕事)に使用する場合
通勤・通学使用	上記に該当せず、定期的かつ継続して*1運転者本人が自らの通勤・通学*2に使用する場合
日常・レジャー使用	上記のいずれにも該当しない場合

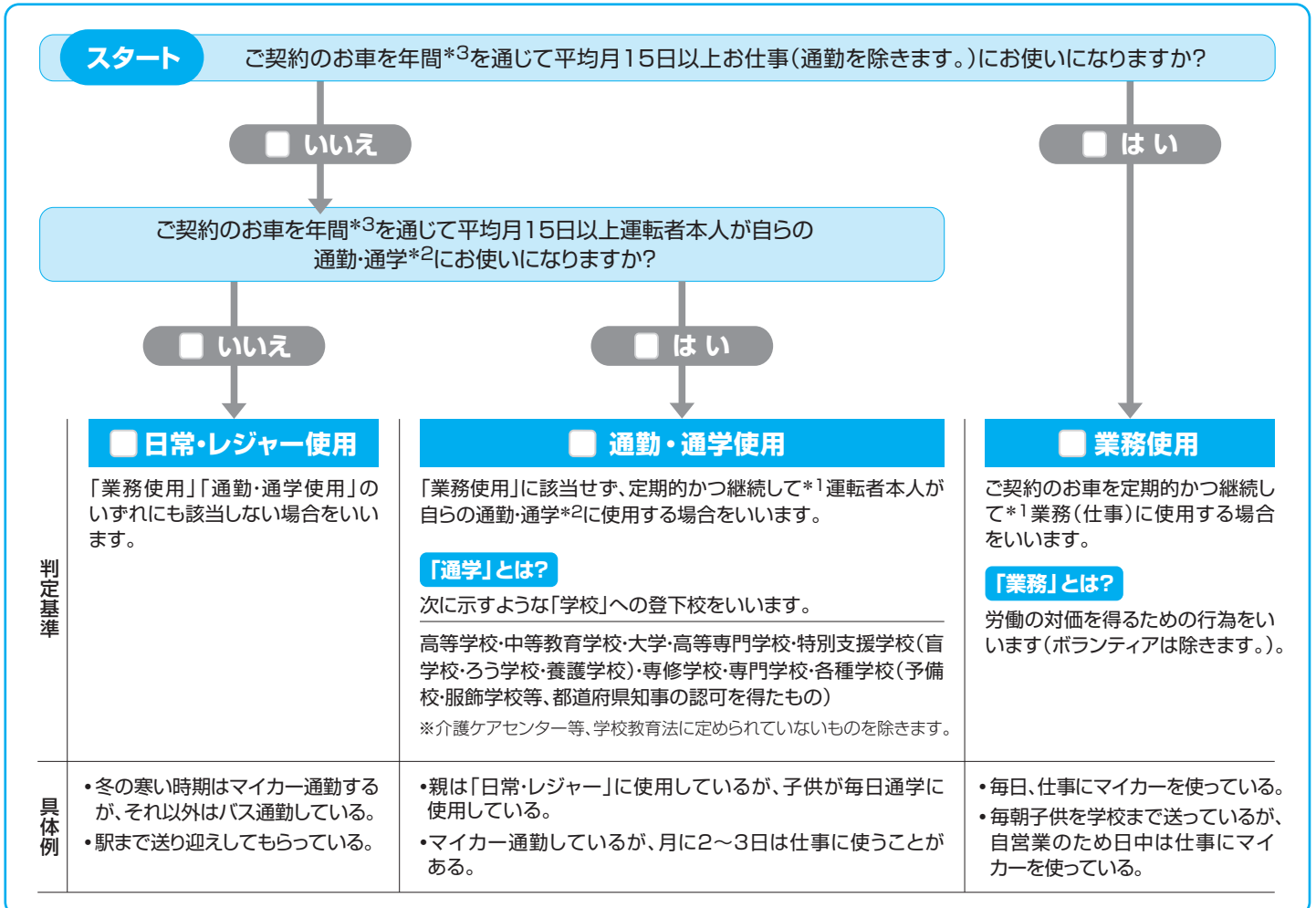
*1 「定期的かつ継続して」とは、年間*3を通じて平均月15日以上使用する場合をいいます。

*2 「通勤・通学」には最寄り駅等への送迎を含みません。

*3 「年間」とは、始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更した場合はその時点から1年間をいいます。

- ご契約のお車の使用目的をご契約時に申込書等に正確に記載してください(前契約がTAPの場合等、新たな告知事項となるときは特にご注意ください)。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。




<「使用目的」早わかり> フローチャートに沿ってご確認ください。



ご契約時に
ご確認ください

●割増引制度

○お車に関する割引制度について 以下のような割引制度がありますので、十分ご確認ください。

割引名称	適用条件	割引率
 新車割引	ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)に該当し、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して25か月以内の場合	【別表1】
 イモビライザー割引	ご契約のお車が主な自家用車で、ご契約のお車に盗難防止装置(イモビライザー)*4を装着している場合	3%割引 (該当のお車の車両保険料が対象)
 福祉車両割引	ご契約のお車が福祉車両*5の場合	3%割引 (該当のお車の保険料全体が対象*6)
Eco割引 (ハイブリッド車・電気自動車割引)	以下の条件をすべて満たす場合 ・ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合 ・自動車検査証等の「備考」に「ハイブリッド車」、「***ハイブリッド車」と表示されている場合もしくは燃料電池自動車であることが表示されている場合、または「燃料の種類」に「電気」もしくは「CNG」と表示されている場合 ・始期日の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して13か月以内の場合 ※福祉車両割引と重複した場合は福祉車両割引を優先して適用します(Eco割引は適用されません。)。	3%割引 (該当のお車の保険料全体が対象*6)

*4 キーに埋め込まれている送信機のIDコードと、車両本体内の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ電的にエンジンが始動しない仕組みをいいます。
【確認方法】ご契約のお車のカタログパンフレット注文書や購入元へのご照会等によりメーカー純正イモビライザー(標準装着またはメーカーオプション装着)の有無をご確認ください。その装置の有無を確認できない場合には、本割引は適用できません。なお、メーカーによっては【別表2】のとおり「イモビライザー」以外の名称を使用している場合もありますが、これらは本割引を適用できません。

*5 消費税法に基づき、厚生省告示第130号に規定された消費税が非課税となる自動車です。
【確認方法】ご契約のお車の自動車検査証等の「車体の形状」が「身体障害者輸送車」または「車いす移動車」となっていることをご確認ください。または、ご契約のお車のパンフレット取扱説明書等により、消費税が非課税となる自動車であることをご確認ください。

*6 ファミリーバイク特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の保険料には適用されません。

【別表1】

	対人賠償	対物賠償	人身傷害	傷害一時金	車両保険
普通・小型	10%割引				6%割引
軽四輪	7%割引	2%割引	21%割引		1%割引

【別表2】

メーカー(車名)	盗難防止装置名称	メーカー(車名)	盗難防止装置名称
フォード	PATS(パッシブアンチセフトシステム)	クライスラー	セントリーキー盗難防止装置
ローバーグループ	エンジンイモビライゼーション	アルピナ	EWS
アルファロメオ	アルファコード、アルファコードII	フィアット	フィアットコード、フィアットコードII
ゼネラルモーターズ	パスキーIII		

(2011年6月現在)

○ノンフリート等級別割引・割増制度について

ノンフリートのご契約では、1~20等級の区分に応じて保険料が割引・割増される制度が採用されています。更新前の保険期間中の保険事故の有無および件数により、ご契約に適用される等級を決定します(決定された等級別の割増率が、更新後のご契約に適用されます。)

※ご契約の更新後に更新前のご契約に保険金のお支払いの対象となる事故が生じた場合、または「複数所有新規特約」の適用にあたり、更新後のご契約の保険期間が開始するまでの間に、「他の契約」としてご契約が解約された場合や保険事故が生じたことにより特約適用の条件に合致しなくなった場合等は、ご契約内容および保険料を変更することがありますのでご了承ください。

※超保険とドライバー保険との間で等級を継承することはできません。

※更新前のご契約の等級が21等級以上の場合は、20等級と読み替えます(申込書等における表示も同様です。)

(1) 初めてご契約される場合

初めてのご契約には6等級(S)が適用され、運転者の年齢条件に応じた【表1】(P.31)の割増率が適用されます。

(2) ご契約を更新される場合

- 原則として、更新前のご契約に適用される等級に対して、1年間保険事故がなかった場合は「1」を加え、保険事故があった場合は保険事故1件について「3」を引き、それぞれ更新後のご契約に適用される等級を決定します*7*8。等級別の割増率については、【表2】(P.31)をご参照ください。
- 原則として、更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内の日を始期日としてご契約を更新されない場合は、7等級以上の等級を継承することができません。
- やむを得ない事情によりご契約者が更新後のご契約の始期日までに更新前のご契約の解約手続きを行えなかった場合で、更新前のご契約の満期日または解約日の前日から起算して過去7日以内の日に更新後のご契約の始期日があるときは、更新前のご契約の等級を継承します*7*8。
- 更新前のご契約の等級*9が1~5等級および6等級(F)*10で以下のいずれかに該当する場合は、新たなご契約の等級は、更新前のご契約の等級*9と同一になります。
 - 更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して8日以後13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき。
 - 更新前のご契約の解除日(失効となった場合は失効日)またはその解除日の翌日から起算して13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき。
 - 更新前のご契約のお車を廃車・譲渡・リース業者へ返還し、その代替*11として新たにお車を取得されるとき。

*7 【保険期間が1年未満の短期契約(ご契約者からのお申出により解約され、保険期間が1年未満となった場合を含みます。)を更新した場合の等級】

原則として更新後のご契約には更新前のご契約に適用される等級と同一の等級が適用されます(更新前のご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級が適用されます。)。なお、この場合、更新前のご契約に6等級または7等級が適用されているときは、更新前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります。更新後のご契約に更新前のご契約と同一の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります。

*8 等級すえおき事故およびノーカウント事故は、取扱いが異なります(詳細は、「●前契約事故件数に関するご注意」(P.32)をご参照ください。)

*9 保険事故が発生した場合は保険事故1件につき原則として「3」を引いた等級とします。

*10 6等級(F)の場合はa.およびb.のみ対象となります。

*11 廃車・譲渡・返還の事実が新たなお車の取得日より後になった場合を含みます。

契約概要

(3) ご契約のお車を譲渡された場合

ご契約のお車の譲渡に伴いご契約の権利および義務を譲渡された場合は、原則として等級は譲受人には継承されませんが、以下の場合等では等級が継承されることがあります。

- ① 記名被保険者が配偶者間、同居の親族*1間に変更される場合
- ② 個人事業主が法人を新設される場合、または法人を解散し個人事業主となられる場合で、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合(変更前と変更後のご契約のお車が同一*2で、事業内容が同一である場合に限り。)
- ③ 上記①②以外で、お車の譲渡以外の理由による記名被保険者の変更があった場合(適用される等級が1~5等級であるご契約に限り。)

*1 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいいます。
*2 同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。

(4) ご契約のお車の入替をされた場合

以下の①~③の条件がすべて満たされる場合に、入替前のご契約に適用される等級が入替後のご契約に継承されます。

- ① 入替後のお車の所有者が以下のいずれかに該当すること。
a. ご契約のお車の所有者*3 b. 記名被保険者*4 c. b.の配偶者 d. b.またはc.の同居の親族
- ② 入替後のお車が、新たに取得または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車または上記①に該当する方が既に所有しているお車であること。
- ③ ご契約のお車と入替後のお車が同一の用途・車種*2に該当すること。

*3 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、貸借契約により借り入れたお車の場合は借主とします。
*4 車両保険のみのご契約の場合は、ご契約のお車の所有者とします。
*2 同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。

(5) 2台目以降のお車を新たにご契約される場合(複数所有新規特別)

既に自動車保険(弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下「他の契約」といいます。)をご契約いただいている方が、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は、以下の条件をすべて満たすときに限り7等級(S)からのご契約になり、運転者の年齢条件に応じた下記【表1】の割増率が適用されます。

- ① 新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと。
- ② 新たなご契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者*5が、既にご契約いただいている他の契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者*5とそれぞれ同一*6であり、かつ、個人であること。
- ③ 他の契約に適用されている等級が11等級以上であること(弊社長期契約の場合、みなし等級*7が11等級以上であること。)
- ④ 新たなご契約および他の契約のお車の用途・車種が、いずれも主な自家用車であること、またはいずれも二輪自動車であること。
- ⑤ 新たなご契約の始期日が、他の契約の保険期間内にあること。

*5 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、1年以上をリース期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカーの場合は借主とします。
*6 新たなご契約の記名被保険者が下記b.またはc.に該当し、新たなご契約のお車の所有者が下記a.~c.のいずれかに該当する場合は、同一とみなします。

- a. 他の契約の記名被保険者 b. a.の配偶者 c. a.またはb.の同居の親族

*7 この場合は、他の契約に適用されている等級ではなく、みなし等級を以下の方法によって算出します。

「みなし等級」の算出方法

$$\text{みなし等級} = \text{他の契約に適用される等級} + \{ \text{経過年数(他の契約の始期日から新たなご契約の始期日までの年数(端月数切り捨て))} - (A+B) \} - 3 \times A$$

A:経過年数内の等級すえおき事故以外の事故件数

B:経過年数内の等級すえおき事故件数

経過年数 < A+Bとなる場合は(経過年数 - (A+B)) = 0とみなします。

(6) 前契約が解除された場合

ご契約が解除された場合(ご契約者からのお申出により解約される場合を除きます。)、7等級以上の等級を継承することができません*8。

新たなご契約を締結した後に、その前契約が解除された場合も同様です(この場合、新たなご契約に適用される等級を訂正し、差額保険料がある場合は請求します。)

*8 6等級が適用されたご契約が解除された場合、更新後のご契約に6等級が適用されますが、このとき、更新前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります(解除されたご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級が適用されます。)。また、更新後のご契約に解除されたご契約と同一の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、解除されたご契約と異なる割増率が適用されることがあります。

【表1】

	年齢条件	年齢問わず	21歳以上	26歳以上	35歳以上
初めてのご契約(6等級(S))		25%割増	10%割増	5%割引	
複数所有新規特別(7等級(S))		10%割引	15%割引	28%割引	

*一部の特約には、上記の割増率が適用されません。

*上記は2012年1月現在の割増率であり、将来変更となる場合があります。

【表2】

等級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増率(%)	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63
	割増		割引																	

等級別割引割増制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合等には、損害保険会社等の間では、前契約の等級、ご契約のお車の登録番号および保険事故の有無(件数等)の確認を行っています。詳細は、「7 個人情報の取扱い」(P.26)をご参照いただき、ご不明な点は弊社までお問い合わせください。

○ その他の割引制度について

以下のような割引制度がありますので、十分ご確認ください。

割引名称	適用条件	割引率												
複数所有新規特別(セカンドカー割引)	上記「○ノンフリート等級別割引割増制度について(5)2台目以降のお車を新たにご契約される場合(複数所有新規特別)」をご参照ください。													
ノンフリート多数割引	「2 保険料 <まとめて割引・ノンフリート多数割引> ノンフリート多数割引」(P.23)をご参照ください。													
1日自動車保険無事故割引*9	以下の条件をすべて満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> • ご契約に6等級(S)または7等級(S)が適用される新規ノンフリート契約の場合 • ご契約のお車が主な自家用車の場合 • ご契約の記名被保険者とちよいのり保険(1日自動車保険)の記名被保険者が同一の場合 • ご契約の始期日の属する事業年度*10から起算して過去3事業年度において*11、通算して5日以上を保険責任期間としてちよいのり保険(1日自動車保険)に加入しており、かつ、そのちよいのり保険(1日自動車保険)に保険事故*12が発生していない場合 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ちよいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間*13</th> <th>6等級(S)</th> <th>7等級(S)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5~9日</td> <td>8%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>10~19日</td> <td>15%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>20日以上</td> <td>20%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(該当のお車の保険料全体が対象*14)</p>	ちよいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間*13	6等級(S)	7等級(S)	5~9日	8%	2%	10~19日	15%	4%	20日以上	20%	5%
ちよいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間*13	6等級(S)	7等級(S)												
5~9日	8%	2%												
10~19日	15%	4%												
20日以上	20%	5%												

*9 適用条件を満たす限り、1日自動車保険無事故割引は複数のお車に適用可能です。

*10 「事業年度」とは、4月1日から3月31日までをいいます。「始期日の属する事業年度」は、4月1日から始期日の前日までをいいます(始期日が4月1日である場合は、4月1日の属する事業年度を起算とする事業年度とします。)。ちよいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間が複数の事業年度をまたぐ場合(例えば3月29日から4月2日)は、保険責任期間、保険事故ともちよいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間の開始日が属する事業年度にあつたものとします。

*11 過去3事業年度の考え方は右記のとおりです。〈例〉 2009.4.1 2010.4.1 2011.4.1 2012.4.1 2013.4.1

- *12 「搭乗者傷害特約(一時金払)のみ」、「車両搬送費用補償特約のみ」またはこれらの組み合わせの保険事故は含みません。
- *13 ちょいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間内にご契約の始期日がある場合、ご契約の始期日の前日までの保険責任期間に応じて適用します。
- *14 ファミリーバイク特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の保険料には適用されません。

●前契約事故件数に関するご注意

等級別割引・割増制度の適正な運用のため、前契約の事故件数を、後記A～Dに分けて、申込書等に記載してください。なお、事故の発生した時期によって、事故件数の取扱いが異なる場合があります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

A=対人賠償・自損事故傷害のいずれかを含む事故。ただしCの事故を除きます。
B=下記①～③のいずれかに該当する事故

- ①車両事故(車両付随損害、身の回り品補償特約、車内携行品補償特約にかかわる事故を含みます。)のうち、火災・爆発・窓ガラス破損*15、盗難、騒じょうや労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風、たつ巻、洪水、高潮、落書、いたずら*16、飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故*15、地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約にかかわる事故
 - ②Cの事故
 - ③上記①とノーカウント事故の組み合わせの事故
- *15 他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。
*16 ご契約のお車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。

【等級すえおき事故】…上記①～③のいずれかに該当する保険事故の場合は、更新前のご契約に適用される等級をすえおいて(更新前のご契約に適用される等級から「3」を引きません。)、ご契約に適用します(ご契約に6等級または7等級が適用される場合、更新前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります。ご契約にその他の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります。)

C=等級プロテクト特約(一般用)により等級すえおきとなった事故
D=A、B、Cおよび下記ノーカウント事故以外の事故

【ノーカウント事故】…以下にかかわる保険事故または以下の組み合わせの保険事故は事故件数にカウントしません。

- 対人臨時費用(2008年7月1日以降始期契約のみ)
 - 人身傷害保険(人身傷害補償保険)
 - 傷害一時金保険
 - 搭乗者傷害特約(一時金払)
 - 搭乗者傷害特約(日数払)
 - 法律相談費用補償特約
 - 弁護士費用特約(弁護士費用等補償特約)
 - ファミリーバイク特約(ファミリーバイク特約(自損事故傷害あり)・ファミリーバイク特約(人身傷害あり))
 - 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約
 - 無保険車事故傷害特約
 - 入院時選べるアシスト特約
 - 車両搬送費用補償特約
 - おくるま搬送時選べる特約
 - レンタカー費用補償特約
 - 個人賠償責任補償特約
 - 2008年7月1日以降販売停止となったパーソナルセットプラン*17、盗難に関する代車等費用補償特約
 - 2010年7月1日以降販売停止となった搭乗者傷害保険、事故・故障時レンタカー費用補償特約、事故・故障時諸費用補償特約
- *17 日常生活賠償責任補償特約、家族傷害補償特約、生活用財産補償特約、借家人賠償責任補償特約、ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約、携行品損害補償特約、受託品賠償責任補償特約をいいます。

●補償内容のご確認

ご契約される補償内容について、申込書等に記載されている内容をご確認ください。

○車両保険のご契約条件について 契約概要

「お車の補償」(P.13)をご参照のうえ、車両保険のご契約条件が申込書等にご希望どおり記載されているかどうかを十分ご確認ください。

○運転される方の年齢条件・範囲について 契約概要 注意喚起情報

<運転者の年齢条件特約>

運転者の年齢条件(a.年齢を問わず補償以外をいいます。)を設定することで、保険料が割安になります。運転者の年齢条件が適用される方*18*19の中で、ご契約のお車を運転される方のうち、一番若い方の年齢に応じて設定してください。

a. 年齢を問わず補償

b. 21歳以上補償

c. 26歳以上補償

d. 35歳以上補償*20

運転者の年齢条件が適用される方*18*19

ア. 記名被保険者およびその配偶者 イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ. 上記ア、イの方の業務に従事する使用人

- *18 これらの方で年齢条件を満たさない方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- *19 これらの方以外の方が運転中の事故は、年齢条件にかかわらず保険金をお支払いします。
- *20 ご契約のお車が二輪自動車以外の場合に設定いただけます。

「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて「30歳未満」「30歳以上40歳未満」「40歳以上50歳未満」「50歳以上60歳未満」「60歳以上70歳未満」「70歳以上」に区分して保険料を算出します。

※記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて上記区分を適用します。

<本人・夫婦限定特約(本人・夫婦限定割引)、家族限定特約(家族限定割引)>

ご契約のお車を運転される方を以下のとおり限定することで、保険料が割安*21になります。

【○補償されます／×補償されません】

特約	運転される方	記名被保険者およびその配偶者	記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	左記以外の方
本人・夫婦限定特約		○	×	×	×
家族限定特約		○	○	○	×

- *21 限定された方以外の方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ※ご契約のお車が二輪自動車以外の場合に設定いただけます。

運転される方の年齢条件を満たさない方や範囲外の方が運転される場合にご契約条件を見直さなくても、携帯電話でご加入手続きが可能な1日単位の自動車保険「ちょいのり保険(1日自動車保険)」をお申込みいただくことで補償できる場合があります(補償内容が異なりますのでご注意ください。詳細は、ちょいのり保険チラシ等をご参照ください。)

○免責金額(自己負担額)について 注意喚起情報

対物賠償責任保険・車両保険では、免責金額を設定する場合があります(ご契約に適用される免責金額については申込書等をご確認ください。)。車両保険には定額方式と増額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額を1回目の事故より高い金額で設定する方式)があります。

※その他、あらかじめ免責金額が設定されている特約があります。



○ 保険金額の設定について

保険金額は、補償ごとに金額を設定いただくものと、あらかじめ金額が設定されているものがあります。ご契約の保険金額は、申込書等をご確認ください。なお、申込書等に保険金額の記載がない特約については、P.11～14および約款をご参照ください。

【人身傷害保険金額】(補償を受けられる方1名についてお支払いする保険金の限度額)

補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等を考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額をご設定ください。

【約款に基づく損害額の目安(年齢別・有職者の場合)】

年齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合	年齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合
25歳	あり	8,000万円	1億5,000万円	45歳	あり	8,000万円	1億4,000万円
	なし	7,000万円	1億5,000万円		なし	6,000万円	1億3,000万円
35歳	あり	8,000万円	1億4,000万円	55歳	あり	6,000万円	1億1,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円		なし	5,000万円	1億1,000万円

※原則として、3,000万円以上1,000万円単位の金額(ただし、2億円超は「無制限」)でのお引受けとなります。なお、約款に定める重度後遺障害(神経系統や胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とする場合等をいいます。)の場合は、原則として保険金額の2倍の金額まで補償されます。

※実際の損害額の認定は、約款に基づき弊社が行います。

【車両保険金額】(ご契約のお車についてお支払いする保険金の限度額)

「自動車保険車両標準価格表」等にしがたい、ご契約の締結時におけるご契約のお車と同一の用途・車種、車名、型式、仕様および年式のお車の、市場販売価格相当額を保険金額としてご設定ください。また、車両新価保険特約をご契約の場合は、新車購入時の市場販売価格相当額を協定新価保険金額としてご設定ください。

○ 自動セットされる主な特約について

一定の条件を満たす場合には、下表のとおり特約が自動セットされます。条件を満たさなくなった場合は、その時点で自動的に削除されます。

特約名	自動セットされる条件等
他車運転危険補償特約	ご契約のお車が主な自家用車の場合。車両保険のみご契約の場合を除きます。
家族内新規運転者の自動補償特約	運転者の年齢条件特約または本人・夫婦限定特約をご契約の場合
自損事故傷害特約	対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合
無保険車事故傷害特約	
車両価額協定保険特約	車両保険をご契約の場合
車両盗難不担保特約(二輪・原付)	ご契約のお車が二輪自動車で車両保険をご契約の場合
車両搬送費用補償特約	—
法律相談費用補償特約	—
更新契約の取扱いに関する特約	保険契約の更新に関する特約の適用によりご契約が自動更新された場合は、更新契約の取扱いに関する特約は適用されません。

うっかりサポートについて

万が一の更新忘れ、年齢条件の変更忘れ、または家族限定特約や本人・夫婦限定特約の変更忘れの場合も、サポートします。

●更新契約の取扱いに関する特約

更新手続きを「うっかり」忘れてしまっても、一定の条件を満たす場合には、前契約の満期日の翌日から起算して30日以内の事故に限り、前契約と同条件で補償します。弊社から自動更新されないことをご連絡したご契約に適用されます。

ただし、満期日を迎えるご契約のお車の保険期間が1年未満の場合は適用対象外となります。

●家族内新規運転者の自動補償特約

運転者の年齢条件や本人・夫婦限定特約の変更を「うっかり」忘れてこれらの対象外となる「始期日以降に運転免許を取得した記名被保険者(運転者の年齢条件特約をご契約の場合のみ対象です。)またはそのご家族*1)または「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族*1)に該当した方」が運転中に起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

*1 運転者の年齢条件特約をご契約の場合は記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいい、本人・夫婦限定特約をご契約の場合は記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。ただし、「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族に該当した方」のご家族には、配偶者として婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みません。

※事実発生日の翌日から起算して30日以内に発生した事故はご契約内容に応じて保険金をお支払いしますが、31日目以降に発生した事故は対人賠償責任保険・対物賠償責任保険(これらに適用される特約を含みます。)についてのみ保険金をお支払いします。

●家族限定特約、本人・夫婦限定特約(これらの特約の中に、以下のうっかりサポート機能が組み込まれています。)

始期日*2)時点で家族限定特約または本人・夫婦限定特約に定める運転者の範囲内であった方が、その後の続柄の変更等により補償対象外となった後に運転して起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

*2 保険期間の途中でこれらの特約をご契約いただいた場合は、その時点を含みます。

10 からだに関する補償



● 保険金額の設定について



<傷害定額(ケガに関する補償)の場合>

各保険金額・日額とも引受けの限度額があります。

保険の対象となる方が保険期間の初日時点で満15歳未満の場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約等*1)および超保険・生命保険部分*2)と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

保険の対象となる方がご契約者と異なり、かつ、保険の対象となる方の同意がない場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約等*1)と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

実際にご契約される保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

*1 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立型の傷害保険等の保険契約等をいいます。

*2 長割り終身、定期保険[無配当]の保険金額(特約で保障する保険金額を含みます。)をいいます。

<所得補償(収入減に関する補償)の場合>

所得補償保険金の保険金日額は、年間所得÷12×対月間所得割合*3÷30(ただし、家事従事者の場合は5,700円)以下でご設定ください。

実際にご契約される保険金日額については、申込書等をご確認ください。

*3 対月間所得割合とは、保険の対象となる方の加入している公的医療保険制度により、右記のとおりとなります。

保険の対象となる方が加入している公的医療保険制度	対月間所得割合
国民健康保険	80%以下
上記以外(健康保険、各種共済組合等)	50%以下

ご契約時に
ご確認いただきたいこと

● 傷害定額(ケガに関する補償)における死亡保険金受取人の指定について



死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご契約をされた場合、ご契約は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険の契約についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

11 他の保険契約等がある場合



他の保険契約等とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

12 ご確認事項



- 住まいに関する補償において建物をご契約される場合、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等から融資を受けている場合は超保険でのお引受けができませんので、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。
- 自動車に関する補償において、過去1年間に解除となった契約が存在する場合は、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。
- 自動車に関する補償において、ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車の総付保台数が10台以上ある場合は、フリート契約者としてTAPでご契約いただくこととなりますので、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

13 ご契約のしおり(約款)について



「ご契約のしおり(約款)」の提供方法について、「Web約款(ご契約のしおり(約款)を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子」のいずれかをご選択ください。弊社では、地球環境保護のため「Web約款」をご選択いただいたお客様をパートナー(Green Giftパートナー)として、「Green Gift」プロジェクトを推進しています。詳細は弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

※「Web約款」を新規にご選択いただいたお客様は、弊社より契約1件につきマングローブ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄付させていただきます。



<超保険のご契約者様限定サービス> 「あなたのマングローブ」のご案内

超保険のご契約で「Web約款」をご選択いただいたお客様には、マングローブの植林地をご報告するフォトメッセージ(ハガキ)を送付させていただきます。さらに弊社ホームページ「Green Gift」サイト内のスペシャルサイト「あなたのマングローブ」にて、マングローブが成長していく様子をご覧いただけます。

14 満期を迎えるとき

ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が自動セットされ、満期日までに、ご契約者からのその補償を更新しない旨のお申出*1または弊社からご契約者へのその補償を更新しない旨の通知がない限り、各補償は所定の制度に基づき満期日に自動的に更新(下記参照)されます。

*1 保険契約の更新に関する特約の適用を希望しない場合(ご契約を更新しない場合等)、満期日までに弊社所定の書面によりご契約の代理店または弊社までご連絡ください。その場合、ご契約は更新停止となり、下記「更新後契約における事故発生時の取扱い」の適用はありません(「超保険 自動更新停止のお知らせ」をお送りします。)

※保険契約の更新に関する特約を適用してご契約を更新いただいた場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します(更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行することがあります。)

● 保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合について

更新後の内容は更新前と原則として同じですが、以下のとおり、補償の更新を制限させていただく場合があります。

○ 保険金請求状況によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

○ 「からだに関する補償(傷害定額および所得補償)」の更新には年齢制限があります。

からだに関する補償(傷害定額および所得補償)の満期日における保険の対象となる方の年齢が右記の年齢以上となる場合は、補償の更新のお取扱いを行いません。また、右記の年齢以上とならない場合であっても、年齢により次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

傷害定額(ケガに関する補償)	所得補償(収入減に関する補償)
90歳	70歳

○ 補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。

弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる内容で更新されることや補償の更新のお取扱いを行えないことがあります。

● 更新後契約の保険料について

保険料は、更新日現在の補償ごとに保険の対象の価額の変動、無事故実績、年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

● 更新後契約における事故発生時の取扱い

保険契約の更新に関する特約を適用した更新後契約において事故が発生した場合、以下の条件をすべて満たすときには、初回保険料*2が払い込まれたものとして保険金をお支払いします。

- ① 保険契約継続証等に初回保険料*2の払込期日の記載があること。
- ② 事故の発生の日が初回保険料*2の払込期日以前であること。
- ③ 事故の発生の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること(更新前契約に保険料払込期日がない場合は、更新前契約の保険料の全額が払い込まれていること。)

*2 一時払保険料を含みます。

15 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金について

契約概要

- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 解約時に解約返れい金をお支払いできる場合があります。

16 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約時にご契約者、補償を受けられる方(保険の対象となる方)または指定された保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社にご契約を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご契約は無効になります。
 - ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
 - ご契約時に、ご契約のお車が実在していない場合や他人に譲渡等をされていた場合、車検が切れている場合や登録を抹消していた場合(もっぱら公道以外を走行する場合やお車の財産的価値を補償する目的で車両保険をご契約している場合等を除きます。)
 - ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするご契約について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社にご契約を解除することができます。
 - ご契約者、補償を受けられる方(保険の対象となる方)または保険金の受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害、傷害または疾病を生じさせた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し補償を受けられる方(保険の対象となる方)または保険金の受取人に詐欺の行為があった場合 等

17 クーリングオフについて

注意喚起情報 申込書

超保険はクーリングオフの対象外です*1。

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*2ができる制度のことをいいます。ただし、クーリングオフができる場合には、保険期間が1年を超えるご契約であること等の一定の条件があります。

超保険は保険期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。ご注意ください。

- *1 からだに関する補償(生命保険)はクーリングオフの対象となります。
- *2 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

18 その他ご契約時にご注意いただきたいこと

- 1 ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。到着後、保険証券は大切に保管してください。
- 2 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- 3 損害保険会社等の間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について、確認を行っています。確認内容は、これらの目的以外には用いません。
- 4 質権を設定される場合は、原則として弊社専用の用紙により設定いただく必要があります。なお、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券(本紙)を送付します。ただし、質権が設定されたご契約が更新される場合には、質権者に保険契約継続証(本紙)を送付しません。
- 5 現在のご契約を満期日を待たずに解約され、新たにご契約されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。
 - 返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
 - 新たにご契約される保険契約は、現在のご契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
 - 自動車に関する補償において、新たなご契約の等級の進捗が、解約されない場合と比べて不利になることがあります。
 - からだに関する補償(傷害定額および所得補償)において、新たにご契約される保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 6 ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこのご契約の権利および義務が移転します。
- 7 地震保険および地震危険等上乗せ補償特約の保険料は地震保険料控除の対象となり、所得補償(収入減に関する補償)の保険料は生命保険料控除の対象となります*3。その他の補償の保険料については保険料控除の対象となりません。(2011年8月現在)
 - *3 保険料控除の対象となるのは、今年(1月から12月まで)払込みいただいた保険料です*4*5。
 - *4 初回保険料の払込みが翌年1月以降となるご契約(12月始期の口座振替のご契約等)の場合は、保険証券に添付されている証明書はご使用できません(控除証明書の「控除対象保険料」には「0円」と表示されます。)。翌年にあらためてお送りする控除証明書を翌年の保険料控除にご使用ください。
 - *5 12月始期のクレジットカード払・コンビニ払(払込取扱票払)のご契約等で、初回保険料を翌年1月以降に払込みいただく場合、その保険料は翌年の所得から控除することになるため、保険証券に添付される証明書は今年の保険料控除の申告にご使用できません。翌年の保険料控除の申告までお取り置きのうえ、ご使用ください。
- 8 自動車に関する補償において、中断制度の改定に伴い、既に中断証明書をお持ちの方は、お手持ちの中断証明書の記載内容にかかわらず中断制度が適用できる場合があります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。
- 9 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等のお申出はお客様相談センターにて承ります。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

0120-067-097

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。
受付時間：平日 午前9時～午後6時(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

0570-022808

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

ご契約時に
ご確認いただきたいこと

4 ご契約後にご注意いただきたいこと

1 解約される時



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

●解約と解約返れい金について

- ・契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- ・ご契約者からのお申出による解約の場合、保険料を解約日以降に請求することがあります。

●自動車に関する補償におけるご契約の中断制度について

ご契約を一旦中断したうえで*1、中断後の新たなご契約に中断前のご契約に適用されていた等級と同等の等級(中断前のご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級)または中断前のご契約に適用されていた等級に「1」を加えた等級*2を適用できる制度があります(中断後のご契約に7等級が適用される場合、中断前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります)。ご契約にその他の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、中断前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります。)。なお、本制度のご利用には、ご契約の中断日(解約日または満期日)から5年以内に、ご契約の代理店または弊社まで、中断証明書の発行をお申出いただく必要があります。

*1 中断の事由が、ご契約のお車を廃車・譲渡・返還一時抹消した場合、ご契約のお車が盗難された場合またはそれらに伴い既に所有する別のお車と入替を行った場合、ご契約のお車が車検切れにより使用できなくなった場合、記名被保険者が海外渡航した日の6か月前の日以降に解約日または満期日がある場合に限りです。

*2 中断前のご契約の始期日から満期日または解約日までの期間が1年で、かつ保険事故がない場合に限りです。

●からだに関する補償における保険の対象となる方からのお申出による解約について

傷害定額(ケガに関する補償)または所得補償(収入減に関する補償)においては、保険の対象となる方からのお申出によりその保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

2 事故が起こったとき

- 1 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。なお、火災事故が発生した場合、身の安全を確保のうえ、消防署への連絡、消火活動、近隣への避難勧告等の初期対応を行ってください。
- 2 自動車に関する補償の対人・対物賠償責任や個人賠償責任等の法律上の損害賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 3 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。
 - ・建物登記簿謄本、印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方(保険の対象となる方)、
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が保険金の受取人または保険の対象であることを確認するための書類
 - ・自動車検査証等のお車の詳細を確認するための書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・弊社の定める就業不能状況報告書
- 4 補償を受けられる方(保険の対象となる方)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき補償を受けられる方(保険の対象となる方)または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、補償を受けられる方(保険の対象となる方)または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、補償を受けられる方(保険の対象となる方)または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 5 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 6 損害保険金の他に、費用保険金がお支払される場合がありますので、「**6** お支払いする保険金の概要一覧(P.38)」をご確認ください。
- 7 損害が生じたことにより補償を受けられる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 8 住まいの補償において保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で支払限度額(保険金額)の100%となった場合*1、その補償は損害発生時に失効します。地震保険においては、損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合、損害発生時に失効します。なお、この規定によりご契約が失効しない限り、保険金のお支払いにより支払限度額(保険金額)が減額されることはありません。
*1 保険の対象が建物の場合には「全損時の保険金支払いに関する特約」により保険金がお支払されたときを含みます。
- 9 自動車に関する補償において、弊社が、全損として車両保険金をお支払いした場合、弊社はご契約のお車について補償を受けられる方が持っている所有権その他の物権を取得することがあります。
- 10 自動車に関する補償において、弊社は、以下の場合に対人賠償保険金・対物賠償保険金をお支払いします。
 - 1. 補償を受けられる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - 2. 補償を受けられる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
 - 3. 補償を受けられる方が相手方に対して直接、保険金を支払う場合
 - 4. 補償を受けられる方が相手方に賠償金をお支払いする前に、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
- 11 自動車に関する補償において、人身傷害保険で補償を受けられる方が死亡された場合、補償を受けられる方の法定相続人および父母・配偶者または子が保険金請求権者となります。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、裏表紙をご参照ください。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下記のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
住まいの補償、自動車に関する補償、携行品・賠償・費用に関する補償、からだに関する補償(傷害定額)	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
からだに関する補償(所得補償)	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

※地震保険の場合…地震保険については、破綻した場合においてもその全額が補償されることとなります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。